

昭和橋景観検討委員会 規約

(名称)

第1条 本委員会は、「昭和橋景観検討委員会」（以下「委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 委員会は、昭和橋架替計画について、景観や橋上利用を含めたまちづくりなどの観点から事務局が提案する計画案に対して審議を行い、地元住民の合意形成が図られ、将来の昭和橋のあり方にふさわしい架替計画の立案に資する提言を行うことを目的とする。

(構成)

第3条 委員会は別表に定める委員をもって構成するものとし、委員は沿岸広域振興局土木部大船渡土木センター住田整備事務所長（以下「所長」という。）が委嘱する。

(組織)

第4条 委員会には委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定める。

(任期)

第5条 委員会の委員の任期は、第2条に掲げる目的が達成されるまでとする。

(運営)

第6条 委員会は、委員長が必要と認める都度招集する。

2 委員長は、委員会を代表し会務を統括し、委員会の議長となる。

3 委員長に事故があった場合は、委員長が指名する者がその職務を代行する。

4 委員長は、運営に必要と認められる場合には、委員以外の者を出席させ意見を聞くことができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、沿岸広域振興局土木部大船渡土木センター住田整備事務所及び住田町建設課に置く。

(雑則)

第8条 この規約に定めるもののほか委員会の運営に必要な事項は、委員会に諮って別途定めるものとする。

附則 この規約は、平成30年9月6日から施行する。